

# 選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)  
第8号 平成27年3月25日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県選挙管理委員会内  
TEL:099-286-2237  
FAX:099-286-5517  
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



## 県議会議員選挙の前に県内の他の市町村へ転居する方へ!!

有権者にとって、この異動時期の投票は「どこで投票したらいいの?」とか「どの選挙区なの?」と悩まれる方が多いと思います。このような方へ投票方法などをご説明いたします。

今回の県議会議員選挙では、平成27年1月3日以降に同じ県内の他の市町村に転居される方で、転居前の住所地に引き続き3か月以上住んでおり、転居前の住所地の選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。

### 1. 投票する選挙区

転居前の住所地の市町村(以下、「転居前市町村」という。)が属する選挙区

(転居先の住所地の市町村(以下、「転居先市町村」という。)が属する選挙区の投票はできません。)

### 2. 投票の方法

(1)投票日の当日、転居前市町村の投票所で直接投票することができます。

(2)転居前市町村の期日前投票所で、期日前投票ができます。

(3)転居先市町村及びその他の市町村選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

(不在者投票を行う場合は、あらかじめ転居前市町村の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」と「**引き続き県内に住所を有する旨の証明書**」をあわせて直接提出または郵送し、投票用紙等の交付を受けてください。)

いずれの投票を行う場合でも、転居前及び転居先市町村ほか全国の市役所・町村役場の住民課等で発行する「**引き続き県内に住所を有する旨の証明書**」(無料)が必要です。特に、不在者投票をされる方は早めに申請し、投票用紙等の交付を受けてください。

◎転居日が4月4日以降の方は、転居前に期日前投票をすると、上記の「**引き続き県内に住所を有する旨の証明書**」が不要ですので、**転居届を提出する前に期日前投票**をすることをお勧めします。

※詳しいことについては、市町村選挙管理委員会及び県選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 4月12日(日)は県議会議員選挙の投票日です。

県議会議員選挙は、今後の県政を方向づける身近で重要な選挙です。候補者の政見等を冷静に判断して、鹿児島の未来を託す代表者を選ぶため、棄権せずに必ず投票に行きましょう。

なお、当日投票に行けない方は、下記期間に期日前投票をご利用ください。

### 期日前投票

【期間】4月4日(土)~11日(土)

【時間】午前8時30分~午後8時 ※一部の投票所を除く



### 期日前投票所増設について



鹿児島県議会議員選挙から、鹿児島大学郡元キャンパスとキャンセビルにて鹿児島市の期日前投票ができるようになります。

大学内への期日前投票所の設置は「九州初」となります。

是非ご利用ください。

なお、開設日時等は、下記のとおりとなりますので、お間違えのないようご注意ください。

### 鹿児島大学郡元キャンパス(学習交流プラザ2階)

【期間】4月8日(水)~9日(木) 【時間】午前10時~午後5時

### 市勤労者交流センター(よかセンター)キャンセビル7階

【期間】4月9日(木)~11日(土) 【時間】午前9時~午後8時

## 明るい選挙ご当地イメージキャラクター

### 「めいすいどん」完成!

学生投票率100%をめざす会が、ご当地選挙啓発キャラクター「めいすいどん」を考案しました。

メール等で使用できるスタンプも作成しましたので是非ご利用ください。

なお、4月4日(土)天文館、4月11日(土)鹿児島中央駅では県議会議員選挙に向けた街頭啓発にも参加します。

お近くにお越しの際は、お立ち寄りください。



ご当地キャラクター「めいすいどん」

